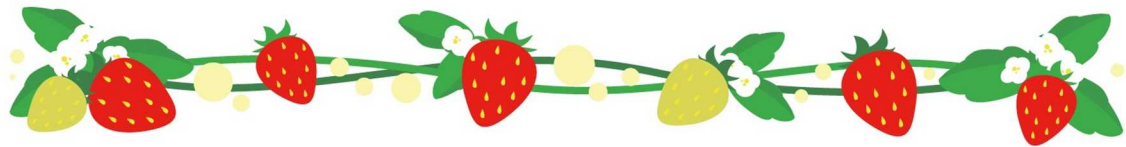


第二期 吉見町 子ども・子育て支援事業計画 【概要版】



基本理念

子どもの笑顔を
みんなで支えるまちづくり

これまで本町では、子どもたちの笑顔があふれるまちであり続けるために、次代を担う子どもを、家庭はもとより、地域、事業所、行政が一体となって応援するとともに、現在子育て中の親、これから子育てをする親等、すべての家庭が「子育ての喜びと充実感」を感じられるよう、地域社会全体で応援してきました。

これらの取組は、一朝一夕になしえるものではなく、継続的に取り組むことで成し遂げられると考え、今期においても吉見町子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承し、「子どもの笑顔を みんなで支えるまちづくり」を第二期吉見町子ども・子育て支援事業計画の基本理念とします。

計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第1条の目的、第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条の規定に基づき策定する計画であり、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づき市町村が策定することができる「次世代育成支援行動計画」の内容を包含した計画です。

「第二期吉見町子ども・子育て支援事業計画」は町の最上位計画である「吉見町総合振興計画」の個別計画として位置づけ、さらに、他の教育・健康・福祉分野の各種計画と整合性を図り計画的に実施するためのものです。

教育・保育の量の見込み

「子ども・子育て支援新制度」に基づき、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、安心して子育てができる基盤を整備します。ニーズ調査をもとに、幼児期の教育・保育施設の充実を図り、質の高い教育・保育を提供するとともに、各種の地域子ども・子育て支援事業を進めます。

(1) 幼稚園・認定こども園(1号認定及び2号認定、3～5歳児)

3～5歳児で、幼稚園利用及び保育を必要とする児童のうち幼稚園利用を希望する児童が対象であり、町内の私立幼稚園及び東松山市の幼稚園等により量の確保を図るとともに、年齢に応じた適切な教育を提供します。

保育の必要性を要しない	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み(人)	145	134	121	110	103
②確保方策(人)	398	398	398	398	398
③町外在住児童の町内施設利用	2	2	2	2	2
過不足分② - ① - ③	251	262	275	286	293

(2) 保育所など(2号認定、3～5歳児)

3～5歳児で、保育を必要とする児童が対象であり、町立保育所により量の確保を図るとともに、保育内容を充実します。

保育の必要性あり	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み(人)	145	138	129	123	120
②確保方策(人)	176	176	176	176	176
③町外在住児童の町内施設利用	3	3	3	3	3
過不足分② - ① - ③	28	35	44	50	53

(3) 保育所など(3号認定、0～2歳児)

0～2歳児で、保育を必要とする児童が対象であり、町立保育所における対象年齢の定員の拡大により量の確保を図るとともに、保育内容を充実します。

保育の必要性あり (対象年齢)	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み(人)	15	78	15	79	15	82	15	80	15	79
②確保方策(人)	15	89	15	89	15	89	15	89	15	89
③町外在住児童の町内施設利用	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
過不足分② - ① - ③	0	9	0	8	0	5	0	7	0	8

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

事業名	事業内容	令和6年度 量の見込み	令和6年度 確保の方策
利用者 支援事業	子どもとその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業	基本型 1か所 母子保健型 1か所	基本型 1か所 母子保健型 1か所
地域子育て 支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	6,800人	6,800人
妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	92人	92人
乳児家庭 全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	64人	64人
養育支援訪問事業、子どもを守る 地域ネットワーク 機能強化事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	57人	57人
子育て 短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業	0人	0人
ファミリー サポート センター事業	乳幼児や小学生の児童を有する保護者で児童の預かり等の援助を受けることを希望する利用会員と援助を行うことを希望するサポート会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	260人	365人
一時預かり 事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所等で一時的に預かる事業	幼稚園在園児 122人 幼稚園在園児 以外 330人	960人
延長保育事業	保護者の就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合に、保育所での保育時間を延長して保育を行う事業	35人	50人
病児保育事業	病児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業	30人	緊急サポ-ト センター 70人
放課後児童 健全育成事業	児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる放課後児童クラブとして、「のびっ子クラブ」と「いちごクラブ」があります	120人	120人
実費徴収に係る補足給付を行う事業		事業の実施を検討	
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		必要性に応じて実施	

子どもや子育て世帯に向けた様々な支援

基本理念の実現に向け、教育・保育の量や質の確保のほか、以下のような様々な施策・事業を推進していきます。

● 地域や家庭における子育ての支援

すべての子育て家庭のために、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の相談や交流の場を提供し、地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、子育て家庭を地域で支えるネットワークづくりを進めます。

【主な施策】 ・子育て支援のネットワークづくり ・児童の健全育成 ・仕事と子育ての両立の推進

● 要支援児童への対応などきめ細かな取組の推進

ひとり親家庭等の自立支援、児童虐待防止、障がいのある児童及びその家族への支援等、特に支援を必要とする子どもや家庭の子育て支援を進めます。児童虐待に関しては、発生予防、早期発見・早期対応等の観点から、地域の協力、関係機関との連携及びネットワーク体制の強化を進めます。

【主な施策】 ・児童虐待防止対策の充実 ・様々な立場にある家庭の支援の推進
・障がいのある児童と家庭への支援

● 母親並びに乳幼児等の健康確保及び増進

安心して妊娠・出産ができる環境を確保するとともに、母親の育児に関する不安を軽減し、育児が楽しめるよう母子保健事業の充実を図り、子どもたちの健康の保持及び安全の確保のために食育、小児医療の充実を進めます。

【主な施策】 ・子どもや母親の健康の確保 ・食育の推進 ・小児医療の充実

● 子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備

家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣や倫理感、自立心や自制心、社会的マナーなど「生きる力」を育成するうえで重要な役割を果たしますが、次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、家庭はもとより学校・地域が連携協力し、子どもの心身ともに健やかな育成を図るための環境づくりを進めます。

【主な施策】 ・次代の親の育成 ・子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備
・家庭や地域の教育力の向上 ・子どもを取り巻く有害環境対策の推進

● 子ども等の安全の確保

子どもの交通安全を確保するため、また、犯罪等の被害から子どもを守るための取組を進めます。犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの心のケアに対して、関係機関と連携したきめ細かな支援を進めます。

【主な施策】 ・良質な住環境の確保 ・子どもの交通安全を確保するための活動の推進
・子どもが安全に安心して育つための活動の推進 ・犯罪等の被害にあった子どもへの支援

第二期 吉見町子ども・子育て支援事業計画 【概要版】

発行／令和2年3月

編集／吉見町 子育て支援課

〒355-0192 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷 411 番地

TEL：0493-63-5014（直通）

FAX：0493-54-4970